

●予算特別委員会の府民労働部および保健福祉部の書面審査の概要を紹介します。

府民労働部書面審査 (2004年3月4日)

光永 敦彦 (日本共産党 左京区)

青年の雇用対策について

【光永】中高年の雇用状況も深刻。また、青年の雇用問題も深刻だという立場から、改善に向けての具体的な提案をしてきた。その結果、若年者就業支援センターができ、来年度予算では、ワンストップサービス事業費なども計上されていることは良としたい。府北部への出張セミナー、巡回相談などが盛り込まれているが、どういう計画となっているのか。ワンストップサービスの実施で実雇用600人の効果があるとされているが、平成15年度の若年者就業支援センターの利用状況や内定者数との関係ではどういうことか。

【府民労働部次長】16年度から、若年者就業支援センターをワンストップサービスセンターとして機能強化する一環として、府北部にキャリアカウンセラーが出向き、出張セミナーや巡回相談を実施したい。具体的計画は、現在つめている段階。同センターで昨年8月オープン以来、99人の内定につなげることができた。今回、府予算を中核としながら、厚生労働省、経済産業省のモデル地域指定もうけたいと手をあげている。スペースも拡大し、人的体制の充実もはかる中で、今年度の100人を一挙に600人の内定につなげていきたい。

【光永】北部の巡回については、1回で終わりとせず、実態に応じて重ねてやっていただきたい。「実雇用で600人」を実現するよう、大いに強化していただきたい。

政府の「若者自立挑戦プラン」を見ていると、啓発や職業訓練に偏っており、大企業に対して雇用拡大を要請することや積極的に職場を生み出していく施策、生活支援の施策などが弱い。国の問題だが、ここにメスを入れるべき。同時に、府として、積極的に職場を生み出していく施策や、生活保障をどうするのか、知恵を出して総力をあげるべき。

鳥取県では、「中小企業など雇用創出支援奨励金」として、高校卒業生や離職者などを採用した場合に30万円を支給して雇用をはかり、経営の苦しい中小企業も人を雇いながら企業活動ができるという努力がされ、大変好評だと聞いている。こういう努力が京都でも必要ではないか。また、私はこれまで、雇用保険の受給資格がない青年失業者や新規学卒者の生活保障制度について求める中で、「検討・研究したい」との答弁があったが、現在の状況はどうか。

【府民労働部次長】若年者の就業人数を増やす方法としては、採用された場合、事業主に一定の補助金を出すという制度をとっている県もあるが、就業に結びつけていくことが、まず第一に重要ではないか。全国に先駆けてつくった若年者就業支援センターが好評で多くの成果もあげており、同センターの機能をアップする中で、当面、やっていきたい。訓練等をう

ける場合、雇用保険の資格がない方の問題は、第一義的に国において検討されるべき課題。府においても、ひきつづき、研究等をしていきたい。

【光永】「ミスマッチ」だから就業に結びつけていくことが大事だということではなく、いくら就職しようと思っても、就職場所のないことが一番の問題。職場を増やすことについて、府としても手を打つべきだという意味で言っているのだから、ぜひ、検討していただきたい。高卒の未就職者は6月頃から学校との関係が切れていくが、それ以降の対応について若年者就業支援センターに任せるといわず、北部などではなかなかセンターにも行けないので、部局横断的に対応してほしい。雇用保険の受給資格がない青年失業者の生活保障について、少なくとも国に対応を求めざるべきで、制度としての創設を求めていただきたい。

中高年の雇用問題について

【光永】中高年齢者再就職総合支援事業費の中に、個別相談支援事業として就職コーディネーターを配置することになっているが、具体的に、何名、どのように配置されるのか。

【参事】半年間程度、2名を想定している。再就職セミナーを受講された方の事後フォローとして個別相談を実施するとともに、就職面接会の求人開拓にあたらせたい。

【光永】長野県では18名ほど雇用し、ハローワークに人を置くなどコーディネートしている。北部に巡回相談にいても、日常的に相談がやられていないと意味がないので、振興局に人を配置してコーディネートするなどの形で発展させていただきたい。要望しておく。

同和事業の整理費について

【光永】同和事業の整理費が全体で8億8477億円。奨学金の償還対策事業が3億2500万円だが、今後続けるとすれば、ピークはいつでどれ位の規模になるのか。奨学金の貸与残高は。

【人権啓発推進室長】奨学金の償還対策事業は、今年度3億2500万円をお願いしている。ピークは平成22年頃で、3億3000万円程度になる見込み。奨学金の貸与残高は、70億円程度。

【光永】莫大な金額を「市町村との信頼関係」ということで継続するのは大問題。実態に応じて、返還も含めて求めていくことに着手すべきだと求めておく。あわせて、市町村に対する同和対策事業債償還費事業について、「平成18年度をメドに事業を終了させる見通し」が示されたが、市町村との協議状況はどうか。

【人権啓発推進室長】市町村に対する償還費事業は、平成18年末頃に起債の償還残高の大半が終了すると考えている。そういう時期を目途に市町村会や市長会と協議していく。すでに、その趣旨について、事務レベルで調整中。

【光永】償還対策事業を20年続けるのはおかしい。判断する時期にきており着手を要望する。

久守 一敏（日本共産党 伏見区）

労働者の権利に関する問題について

【久守】派遣労働者やフリーター、アルバイトなどの青年労働者の人数を把握しているのか。

【参事】府内のフリーターは、15才～34才の若年者で、アルバイトが11万8000人、失業者

が4万1000人、あわせて15万9000人で、若年人口のおよそ20%に相当している。

【久守】 昨年夏にある出来事に会った。この職場は、100数名の労働者をかかえ、その大半が青年で、70%が女性という現場。24時間営業の3交代で、正社員はたったの5～6名しかない。大半がフリーター、アルバイトで、ここで人権を侵すような事例を直接伺った。ある青年が、毎日12時間以上働かされるということで、シフトの問題や残業問題で店長を通して意見を言いたいと思っていると、突然よびだされ、「明日から来なくていい」と言い渡された。そういう状況が横行している。当日、同僚の女性と仕事しながら相談していると、突然よびだされ、「何を相談している」「会社に負担や迷惑をかけて、始末書を書け」と。夜10時を回っていたが、2人を狭い部屋に呼び出し、床に座らせ、「始末書を書け」と強要された。そういう状況で「賃金も支払わない」、「書かなかつたら、いつまでたっても帰らせない」と言われ、2人は泣く泣く始末書を書いて帰ってきた。「こんな所には勤めたくないが、賃金だけはなんとかしてほしい」との相談を受けた。そういう状況が、京都市内でも一般化している。こういう問題について、どう認識しているのか。

【労政課長】 一般的な労働相談については、労働相談所等でお聞きし、また、労働基準法にかかわる問題については、労働基準監督署が指導・監督している。

【久守】 府民労働部の役割について、どのように考えているのか。正社員も含めて、若者たちは労働組合法や労働安全衛生法はほとんど知らない。中身について認識していない状態がある。そういう中で若者の雇用が特に問題となっており、継続的に雇われない、バイトをしてもフリーターにしても、次から次に職場を変わっていくという実態がある。本人の条件の問題だけではなく、知らされていない、認識していないという問題が大きい。こうした問題について、府民労働部として、どう考えているのか。

【府民労働部長】 若者の相談窓口として、一つはハローワークがある。テルサの中に労働相談所があり、3人の労働相談員を配置し、毎日1名、1時から4時まで、賃金やリストラの問題を中心に相談に応じている。女性については、女性総合センターの中に女性問題の労働相談を扱うところがある。若者については、若年者就業支援センターでやっている。同センターでは、3月から就職まであっせんできるようになったが、中小企業労働相談所などにくる相談の中には、そこで対応できないものもあり、地方労働委員会の調整事案、あっせん事案として解決していくが、そこに至るまで、個別あっせんなども利用して、できる限り、和解も含めてやっていきたい。

【久守】 雇用の社会的な状況、そのあり方がいちばん問題ではないか。正規社員として雇われることが当たり前だという状況が、社会的に必要ではないか。雇う側の人の問題も含めて、ワンストップサービスを使うなり、ハローワークを使って、周知徹底をはかり、できるだけ正規の雇用をふやし、府としても、企業に対して働きかけることを要望する。

地方労働委員会労働者委員の選任について

【久守】 現在、地方労働委員会労働者委員の改選が行われようとしており、2月10日に広報で告示、2月10日から3月12日まで労働者委員と使用者委員の推薦期間となっている。現在の委員は、4月9日に任期満了となるが、労働者委員の問題について何う。労働者委員の選任については、発足当時の当時の労働省が「通達」の中で、地域のローカルセンター毎の

系列の組合数や組合員数に比例させることが重要だと出されている。京都では、第32期の委員任命以降、連続して一部のセンターに偏っている現状がある。この異常な現状について、どう考えているのか。

【府民労働部長】 推薦された候補者の中から、経歴などを総合的に判断して、労働者全体の利益代表として、労働争議の円滑な解決のために積極的に活動してもらえる最適任者を任命するもの。出身組合や推薦組合の利益代表ではなく、労働者全体の利益のために活動できる識見、人格等を有する方を知事が任命する。昭和24年の「通達」は、知事の裁量の範囲内で、一つの判断材料であると考えられている。国の方も、中央労働委員会の労働者委員は、15名とも連合所属の委員となっている。

【久守】 「異常ではない」という部長の答弁だ。京都では、10万と7万という形で一定の組織率をもっているのが通常ではないか。2002年には、長野・千葉・宮城などの県で、地方労連推薦の委員が相次いで任命されており、昨年3月に、ILOから日本政府に対して、訂正しなさいという勧告も出されている。労働者の利益を代表する労働者委員は、公正・公開性をもってやっていただきたい。ILO勧告や他府県の措置について、どう考えるのか。

【府民労働部長】 他府県の例も承知しており、最近では福岡の裁判でそのような判決が出ているが、最終的には、知事の任命権の範囲として却下されている。10万、7万という数字については、十分留意しているが、委員が所属組合にかかわらず、全体の労働者の代表として活動していただけるのかどうかで判断している。

山内 佳子（日本共産党 南区）

男女共同参画条例案について

【山内】 わが党議員団は、昨年9月議会において、憲法の理念をふまえ、女子差別撤廃条約の到達に立ち、国の基本法や付帯決議、また、本府の「新あけぼのプラン」で計画された施策を積極的に推進し、同時に、実効が上がるようにするため、男女平等条例案を提案した。やっと府からも条例提案がなされたが、後発県として、本条例案を更にあるものにしていただきたい。

本府の条例案について、先程からジェンダーフリーの観点で、薄められているという指摘がなされ、私も「基本法」に照らしてそう思っているが、一方で、基本理念に性と生殖に関する健康・権利の理念が入ったこと、事業者の責務や個人事業の男女共同参画の推進があげられていること、また、15条で情報の留意事項が取り上げられていることなど、積極面もあると評価している。ただし、条例の名称については、府民に分かりやすいものにするという点で、「男女平等」をぜひ入れていただくよう要望する。

基本理念について、本府の「新あけぼのプラン」で基本的な視点として明記されている、地球社会の「平等・開発・平和」の達成にむけて、国際的な連携・協力を図るとあるが、この理念が抜けているのではないか。同プランの基本目標である「働く権利の保障と雇用の場における男女平等の推進」「職場における男女の均等な機会と待遇の確保」について、条例案で

は、どこに担保されているのか。

【女性政策監】 国際的なとりくみについては、国際婦人年、女子差別撤廃条約など国連の女性の地位向上にかかわる様々な活動と連携して進められてきたが、それはしっかりふまえている。条例案では、「基本法」と同様、第3条「基本理念」、第6条で規定している。働く権利、事業者については、雇用機会均等法をはじめとする法令の遵守を当然の前提としたもので、事業者の自主的、主体的なとりくみを促進する方向を出しており、事業者のとりくみを支援するための条項、相談・助言などの措置を講じるということ、第6条「事業者の責務」などに規定している。第9条では、きめ細かくとりくみの方向性を示している。

【山内】 15年前から「あけぼのプラン」が策定され、ご苦労いただいて「新あけぼのプラン」も策定された。ぜひ、これよりも後退させることのないように、ここに寄せられた多くの方の意見や期待に応える条例にしていきたい。

①「府民」には、「在日外国人」がふくまれているのかどうか。お答えください。

②苦情処理について、第三者機関が必要と考える。国の「基本法」の付帯決議にも、「苦情の処理および人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能も含めて検討し、苦情処理および被害者救済の実効性を確保できる制度とすること」とある。また、「新あけぼのプラン」にも、「府のとりくみ等を客観的に評価するシステムや男女共同参画をさらに推進するための条例の制定について検討をすすめる」ということで、客観的に評価するシステムが必要だということが盛り込まれている。ぜひ、苦情処理の第三者機関を作っていただきたい。

③京都市では、いま、審議会の公募が始まっているが、府では、公募するのかどうか。

④パブリックコメントで531件の意見が寄せられ、一番多かったとのことだが、その中には、懇談会等で出された意見は含まれているのかどうか。

【女性政策監】 ①「府民」の概念には、「在日外国人」も含まれている。

②女性総合センターに見える方も、問題をどこにどういう風に乗っていったらよいのか漠然とした形で相談されているのが現状。的確・迅速に対応するためには、第三者機関が一元的に処理するのではなく、センターの相談機関が的確に整理・把握し、適切な専門機関に引き継いで対応していく。そして、府の施策に対する苦情についても、施策に反映していくことが大事で、積極的に府がとりくんでいきたい。

③府の審議会で公募委員を選任している例はない。全庁的とりくみをふまえ、今後検討する。

④「提言」をいただくまでに時間をかけていただいた。「提言」の段階で600名近い方の意見を聞いている。「提言」に、懇談会等の内容はふまえている。531件は、パブリックコメント期間の約1ヵ月間に寄せられた意見。

【山内】 府の行っている施策に対する苦情を府が処理するということが、客観性が担保されないし、透明性の点から見ても、非常に不透明になるのではないかと。大阪府で男女共同参画条例がつくられたが、大阪府では第三者機関の苦情処理委員会をつくり、昨年2月に初めて提言がされたが、高校の先生で臨時の講師の方が妊娠したことを理由にして雇い止めになったということで、苦情処理委員会に申し立てが行われ、同委員会が迅速に動いて大阪府教育委員会に提言を行い、改善がされた。次年度からは、そんな事はしないということで改善された。第三者機関は絶対に必要だと思う。私人間の問題では、府が相談をうけているら連

絡機関につながるといふこともあると思うが、府の施策にかかわることについては、やはり、第三者機関が必要だと考えるが、もう一度、答弁をお願いしたい。

【女性政策監】とくに必要な場合には、男女共同参画審議会の意見を聞くことにより、適切な処理につとめていきたい。苦情の内容や処理の結果については、府のホームページ掲載等により、府民に公開し、透明性を確保していきたい。

【山内】「とくに必要があると認める」とは、府が「必要がある」と認める場合であり、申し立て人が「必要がある」と認めている場合には、審議会は開かれぬ訳で、第三者機関の設置を強く要望する。

島田 敬子（日本共産党 右京区）

緊急雇用創出特別基金事業について

【島田】3年間で75億の基金事業が16年度で終了するが、府の事業、市町村の事業を見ると、抜本的な失業対策になっていない問題点はあるものの、一定の役割を果たしている事業が多々あるということもある。現在の雇用情勢のもとでは、基金事業の期間延長、さらなる改善、予算の増額などが必要と考える。すでに、府においても、国への要望をされている。

この75億円の基金事業を使ってどのような効果、成果が上がっているのか。府の事業、市町村の事業ごとに雇用目標と実績、達成率はどうなっているか。のべ人数ではなく、実数でお答えください。この事業を通して、正規の雇用労働者、採用された人数はつかんでいるか。

【参事】14年度、府事業、市町村事業あわせて6674人（実人数）。府事業3315人、市町村事業3359人。15年度は現在、集計中だが、当初予算で4100人の数値目標を掲げている。常用雇用に結びついているのは、把握できた限りの数字で、14年度、約60人。

【島田】この事業が始まった際、現に失業状態にある人に仕事が効果的に回るようにと提案してきた。民間や業界団体にも丸投げでなく、ハローワークなど連携して失業者を優先雇用するよう求めてきたし、本府も、雇用創出効果の高い事業をすすめていくということできたが、この間、どのような改善がなされたのか。また、雇用期間が6ヵ月という期間があったが、わずか1ヵ月あるいは2ヵ月で終了する事業もあり、少し改善されて、再雇用も可能となったが、全体的にはどういう改善がなされたのか。

【府民労働部長】失業率が6.6%から6.0%に改善され、有効求人倍率が10年ぶりに向上するなど、産業施策とあわせて、今回の雇用対策が一定の成果をあげている。その中で、課題としては、緊急雇用対策で常用雇用にまだ結びついていないこと。緊急雇用対策は、一人あたり40～50日間という形になっており、ここを何とか常用雇用に結びつくようにと、「ミスマッチ」対策の充実、産業界の雇用の拡大を、これから、ハローワーク、関係企業・団体等と一緒に、パイの大きさを拡大するという形で常用雇用の拡大に結びつけていきたい。

【島田】15年度補正予算で組まれた京の伝統産業体験工房モデル推進事業、提案公募型・指定公募型の中小企業の事業にも活用していただき、提案されていることも含め、伝統産業支援など京都の実情に応じた事業の実施がなされ、市町村においても、地域の個別事情を反映した様々な施策がなされているが、いつまでも緊急雇用というレベルではなくて、常用雇用

に結びつけていくことが大変、大事だ。そして、伝統産業振興、経済振興につなげていくことが必要で、新しい事業では、こういう点もふまえて、本来の特別基金事業は失業者に仕事回るようにすることが必要だと考えている。少人数教育や専科指導、スクールサポーターなどの教育分野で、市町村でも京都府でも、専門の教職員が緊急雇用という扱いで不安定な身分の雇用がある。常用雇用にしっかりと結びつけていただきたい。教育職であり、専門職であり、努力が必要ではないか。これらの点について、もう一度、見解をお聞かせください。

失業状態にある方に仕事を確保していくという本来的な役割を果たしていくために、この事業がさらなる効果を発揮するための検証を重ねていただく。また、そういうシステムが必要だと思っており、改善を要望したい。

そして、失業者に仕事回るように、直接的な臨時的な公的就労事業をこの際つくれば、人件費が100%失業者に行くわけだから、前向きな検討を要望したい。

【府民労働部長】雇用を拡大していく場合、府が直接するのか、民間の企業を支援していく中で景気を回復し、産業を活性化していくのかについて。行政が行うのは、あくまで民間の雇用の下支え。民間の企業が活性化していくことが一番の基本。府は「4万人プラン」を策定した時に、これから雇用が伸びる環境、健康・福祉、教育、観光、起業（「5K」という）を、京都府のこれからの有望産業、雇用を吸収できる産業だとして、ここには臨時的なものも含め、実際の雇用のパイ、仕事を増やすということも含めて、重点的にすすめてきたし、これからもすすめていきたい。そういう結果、一定の効果が上がっているものと考えている。

【島田】本府の4万1千人の「雇用創出就業支援計画」の進捗状況は、常任委員会等で報告されているが、必ずしも正規雇用、正規職員にはなっていない。事業者の責任だというのが、派遣労働者、不安定雇用労働者が増えている。国の法制度では、不安定雇用を拡大する方向にしかいっておらず、労働法制全般にわたって、このままでは解決できないという点は申し上げておきたい。府自らが雇用を増やすという立場でがんばっていただくこと、手本を示すということも大切である。

●他党派の質問

山口 勝（公明党・府民会議 伏見区）

【山口】ワンストップサービス事業は、国の動向を見すえた府の単独事業との理解でよいか。

【府民労働部次長】全国に先駆けセンターを開設。その後、国で「ジョブ・カフェ」が位置付けられた。

【山口】職業紹介についての基本的な考え方について。

【府民労働部長】3月から職業紹介が可能に。特に若者を対象に職業紹介をやっていききたい。

【山口】若年者就業支援センターの推進体制が強化されるのか。

【府民労働部長】スペースを拡張し人員体制も充実したい。経済産業省分が決まっていない。

【山口】男女共同参画条例制定後の審議会などのタイムスケジュールはどうなっているのか。

【女性政策監】「あけぼのプラン」は、条例との整合性がとれているので、特に考えていない。

【山口】「男女共同参画計画」という名前はつけないのか。

【女性政策監】「あけぼのプラン」は、「基本法」にもとづいてつくった法定計画である。

上田 秀男（新国会 船井郡・北桑田郡）

【上田】現在の京都経済の景気動向、京都の労働界の情勢分析について、所見を伺いたい。

【府民労働部長】府内の景気はゆるやかな回復傾向にある。1月の有効求人倍率は0.75倍と過去10年で最高。完全失業率は、15年12月に5.2%と、前月より1%低下。

【上田】若者や中高年の失業の実態をどう分析しているのか。ミスマッチ対策について、今日までのとりくみは。「京都しごとネット」の評価は。新規の重点的施策の推進について。

【府民労働部長】年齢別に見ると、若年者、中高年者の雇用が特にきびしい状況。若年者就業センターには2300人の来訪があり、就職内定100名の目標を達成できた。若年者の就業意識や就業形態の多様化で、すぐにやめる傾向があり、定着対策、意識啓発が課題。「しごとネット」をさらに充実させる。

斎藤 彰（自民党 舞鶴市）

【斎藤】男女共同参画条例について、①国の基本法とジェンダーフリーとの関係について、どういう解釈と見解か。②パブリックコメントの結果について、どのようにとらえているか。

【府民労働部長】①2月26日の衆院内閣委で、中島担当大臣が「男女共同参画社会はジェンダーフリーをめざすものではない」と答弁。福田官房長官は「今後、条例等を制定する場合は、この用語を使用しない方がよい。そういった指導をしていきたい」と答弁。②パブリックコメントでは、これまでで最高の531件の意見で、府民の関心が高い。様々な角度から多様な意見があり、条例案に生かしている。

【斎藤】「固定的な役割分担云々」の表現は、ジェンダーフリーに乱用される場合がある。「男女の違いを認めあいながら」をハッキリ出していく必要がある。「基本理念」に入れるべきではないか。「家族を大切に」をおしだし、「家庭の尊重」を明確にうたった方がよいのではないか。審議会は知事の諮問機関でよいのではないか。22条2項はなくてもよいのではないか。

【女性政策監】固定的役割分担を背景とした差別的取り扱い、男女共同参画社会の実現を阻害するもの。「男女の違い」に関しては、生物学的な違いを認めた上で、1人ひとりの個性を尊重し、個人の能力が十分に発揮できる社会の一員をめざすことを基本理念に。「家庭の尊重」については、条例の前文、基本理念、第11条などに盛り込んでいる。

【府民労働部長】特別職や行政委員会等は、議会の同意を得て知事が任命する形。それ以外の行政委員会は、知事の裁量で適任者を集めて任命する。バランスを考えると、知事が選んで任命する方が適任。

【斎藤】男女共同参画条例をつくって、どんな京都府社会をめざすのか。

【女性政策監】男女が共に個性と能力を十分に発揮し、京都の活性化につながるような社会。

千歳 利三郎（自民党 舞鶴市）

【千歳】緊急雇用対策の中で「緑の公共事業」が占める予算的な割合は。雇用効果はどうか。

【参事】16年度当初予算で約7億円程度。実雇用で500~600人程度のまとまった事業。

【府民労働部長】工場誘致のための三位一体条例が効果をあげ、借換融資の効果もあった。

【千歳】知的障害者の雇用について、ソフト面での有効な施策はないのか。

【府民労働部次長】城陽身体障害者高等技術専門校で2課目の訓練をやり、就労に資する努力をしている。新たに、離職者向けの職業訓練の中で、就労の支援をはかる。福知山校に新たな訓練課目をつくる。

【千歳】養護学校卒業者の社会進出は容易でないので、手厚い施策をお願いしたい。庁内ワークシェアリングとは、具体的にどういうことか。どういう効果があるのか。

【府民労働部次長】14年から職員の時間外勤務を減らし、50人近くを臨時職員として採用。昨年度は100人。16年度も100人。若年者を受け入れ、常用雇用に結びつくよう、府としての支援をしている。

山本 正（民主・府民連合 宇治市・久世郡）

【山本】男女共同参画推進条例は、なお多くの課題が残されているとの認識に立ったものか。

【府民労働部長】現実的に、課題が残っているとの認識のもと、条例制定を提案している。

【山本】「基本法」では「性別にかかわらず」とあるが、「前文」ではどう考えるか。

【女性政策監】「前文」にその表現はないが、第14条で規定。趣旨は十分に含まれている。

【山本】「家庭」が強調されているが、家庭を持たない独身者、離婚者をどう考えるのか。

【女性政策監】結婚・出産は個人の問題。条例では「家庭を営む男女にあっては」の表現に。

【山本】「男女の違いを認め合いながら」の表現は、「基本法」の趣旨と違うのではないか。

【女性政策監】生物学的な違いを認めた上で、性別によって差別されないようにする。

【山本】「男女の違いを云々」の表現に、「母性保護」以外のその他の意図はないのか。

【女性政策監】「男女の生物学的な違い」と考えている。第14条で差別的取り扱いを禁止。

【山本】母性保護とジェンダーフリーは両立するものと理解している。性と生殖に関して、「両性が協議し」とあるが、国連では、「女性の基本的権利」として先に認められているもの。

【女性政策監】女性の命にもかかわる妊娠・出産をはじめ、互いの性に関する事項について、男女が理解しあい、生涯にわたる健康の確保に務めることが重要であることを示したもの。

【山本】国連では、女性の基本的権利として、自らの決定が尊重され、健康と権利が保障されるよう必要な支援を行うことと決められている。

石田 宗久（自民党 左京区）

【石田】中高年者の就業支援について、今年度、どのような事業にとりこんでいくのか。

【府民労働部長】16年度は総合支援事業と改め、面接相談会を加える。300人の雇用が目標。離職者向け短期職業訓練は、昨年より増やして、60コース、1250人の定員。

【石田】北部で開催されたセミナーの参加者が少ないと聞いているが。

【府民労働部次長】15年度は8回開催。北部では、丹後で7人の参加、与謝で17人の参加。

【石田】就職面接会は、どのような形式・規模で開催されるのか。

【参事】京都経営者協会と一緒に求人開拓。年2回、50～60社程度、参加規模は1000人。

【石田】早期発見・早期治療のための個別相談の充実について検討してほしい。

【府民労働部次長】15年度、128人から申込みがあり、121人と個別相談。充実にとりくむ。

武田 祥夫（民主・府民連合 北区）

- 【武田】①女性労働で非正規雇用が増えているが、「役割分担の固定化」が原因ではないか。
②府内におけるパート労働者の生活実態、労働条件の問題、労働の実態について。
③予算措置の中で、パート労働者・雇用主に対する施策をどのように組んでいるのか。

【府民労働部長】①全国的にパート労働者の比率が高まり正規職員の入口が狭くなっている。一方で、雇用形態の多様化が進展。業務の実態、各人の能力について詳細に見る必要がある。

【労政課長】②14年度の調査結果は「パート労働ハンドブック」に紹介。66.2%の事業所でパート労働者を雇用し、従業員総数の21.9%をしめる。

- ③予算では「京都労働ニュース等発行費」の一部として。セミナー開催、広報・啓発が中心。

【武田】派遣労働の上限が3年に延長されたが、人材派遣会社は京都にどのくらいあるのか。

【労政課長】労働者派遣事業を行っているのは、府内に218事業者ある。

佐藤 宏（公明党・府民会議 右京区）

- 【佐藤】①「人権教育のための国連10年行動計画」の総括と2次プランについて。
②子どもの権利を守るための条例化、制度化が必要ではないか。
③男女共同参画推進条例について、知事の本会議答弁を評価するが、「基本法」と「条例案」で「性別による固定的な役割分担」の表現などに認識のずれがあるのでは。京都の歴史は人権の歴史と認識しているが、歴史だけで人権を云々するのはどうか。「性別の違い」ではなく「男女の違い」との表現になっている点について。堺市などで「基本法」の概念を広げた形での取り扱いがされているが、どうか。苦情処理に対する細かな手続きを明確にすべきでは。

【人権啓発推進室長】平成11年3月に「行動計画」を策定し、人権教育・啓発にとりくんできたが、児童虐待やインターネットによる差別表現など多くの問題が生じていた。17年度以降も「行動計画」は必要であり、現行の「行動計画」を、年内を目途に改定したい。

【府民労働部長】子どもの権利保護条例について、様々な角度から検討していきたい。

【女性政策監】「性別による固定的な役割分担」を背景とした差別的な扱いは、男女共同参画社会の実現を阻害するもの。書き方は「基本法」と違うが、分かりやすく工夫したもの。京都の歴史と文化を継承・発展させていくためにも必要。堺市などの例は、「基本法」9条の規定をふまえたものと解釈している。府の施策に対する苦情処理は、第三者機関ではなく、直接、府が受けて施策に反映させていく。私人間の苦情も、相談機関でしっかり相談にのり、迅速に適切な専門機関に引き継いでいく。

奥田 敏晴（自民党 城陽市）

- 【奥田】地域文化づくり支援事業の方針、考え方は従前どおりか。
【文化芸術室長】従前どおりで変わったことはない。できるだけ充実した仕事がしたい。
【奥田】地域の文化づくりに対して評価する中で、予算を増額してほしいと願うがどうか。
【文化芸術室長】希望の多い事業であり、予算があれば、まだまだ出来る。広域振興局体制になった時に、この事業をどこが担当するのか。変わるとすれば、その点が変わることも。
【奥田】「私のしごと館」のオープン以来の現状、入場者数は。

【府民労働部長】15年度・25万人の目標を突破。16年度は40万人以上を目標にしている。

【奥田】利用者の内訳は、府内と府外にわけて。

【府民労働総務課長】内訳までは承知していない。昨年度は、府内を優先させてきたが。

北岡 千はる（民主・府民連合 左京区）

【北岡】男女共同参画推進条例の制定後、新規事業にどのような形で反映させていくのか。

【女性政策監】「条例の制定でこう変わった」と実感していただけるようにしたい。女性1人ひとりの要望・ニーズにあった支援を、情報の提供もふくめ、女性総合センターを核に行う。父親にたいしても、様々な講座やメニューをやっていききたい。

【北岡】府の中で、府政全般についてどのようにされていくのか。部長のお考えと決意を。

【府民労働部長】条例は、男女のそれぞれが能力を発揮し、新しい京都府を作るためのもの。次世代育成支援推進法にもとづく「計画」の策定、女性の人権差別の解消、家庭における青少年の健全な育成・成長など、全体として、女性の地位向上を図りながらがんばっていききたい。各部局と連携しながら、十分、効果が上がるような形にしていききたい。

【北岡】この条例が制定された後、どのような事業や政策に反映されるのか、検証が必要。

保健福祉部書面審査 (2004年3月8日)

新井 進 (日本共産党 北区)

鳥インフルエンザ対策について

【新井】「鳥から人へ」への感染を何としても防ぐことが最大の課題で、引き続き努力をお願いしたい。健康診断等については濃厚接触者を中心にやって頂いているが、高田養鶏場の件では、人家に近い所で発生し、カラスにもウィルスが発見され、「死んだカラスに触れないように」との話も伝わっているが、健康診断の範囲を、市町村との協力体制が基本だが、相談が持ち込まれれば検診が気軽にできる仕組みも必要だと考えるがどうか。また、直接のワクチンではないが、抗インフルエンザ薬（タミフル）はインフルエンザそのものにかからないという点で一定の効果があるとされているが、確保状況はどうか。

全く初めての経験で、正しい知識が殆どなく、マスコミの報道では過剰な反応がある中で、正しい知識を普及することが大事。「京都新聞」に相談窓口等についての広告を掲載されたが、「卵を食べて大丈夫か」「鶏肉を食べて大丈夫か」などの風評被害がおこっている。一つの検討として、農林サイドの養鶏農家やペットを飼っている人たちへの対策と、住民の側のインフルエンザに感染しないための知識、風評被害を防ぐための啓発、こういうものが一体となって、この機会に思い切って「府民だより」の特別号外でも出して、家に貼っておけるようにすべきではないか。テレビなどの情報は過ぎていくわけで、前例もあると思うが、そういうことを緊急にできないのか。そういうことをして家に貼っておき、緊急の場合はここに連絡するということも必要。今後、府内のどこに広がるのか分からない状況だけに、30*。圏内だけにとどめず、府内全域的にできないのか。

【保健福祉部長】抗インフルエンザ薬（タミフル）は治療薬で、WHO勧告でもその効用がうたわれている。現在、作業従事者を中心に投薬の体制を整えている。昨日段階で、自衛隊に8400錠、園部に1万3200錠、亀岡に6400錠の体制を整え、必要な量は十分に確保できている。作業に従事する者に適時、錠剤を5日間分渡して、万全を期している。健康面の不安、風評被害への対応は府も一番大きな課題の一つで、各部局が連携して最善の形で対応している。健康相談は、昨日までに1254件、全体的には相談は減ってきているが、カラスの問題がおこったので、本日の状況を注目している。正しい知識を一般住民、子どもたち、事業者のそれぞれに提供することが大切で、ご意見も十分に反映させる形で伝えていき、我々もまた、心していきたい。

【保健福祉部次長】従来から「保健所だより」等を活用して啓発につとめるとともに、本事業発生以降、新聞等の買い取りで啓発してきた。関係市町村でも啓発に努めており、保健所や家畜保健衛生所と連携して啓発している。電話相談等の個別相談に応じ、不安に答えている。今後、柔軟に対応していきたい。

【新井】啓発については、「ペットを飼っているけど大丈夫か」「卵を食べて大丈夫か」などが出ているので、受け取る側の府民から見て全体として分かるものが求められている。ぜひ、検討して頂きたい。そのことが風評被害の防止にも役割をはたすので、部局毎のタテ割りで

なく、横断的なとりくみが必要。抗インフルエンザ薬は確保して頂いたが、ワクチンの開発を急ぐ必要があり、国に要望して頂きたい。

山城養鶏問題について

【新井】食品衛生法違反の判断が、12月段階と1月段階で明らかに違い、「行政の信頼性」を損なう事態が発生した。これについて、どのように考えているのか。なぜ、こうした事態となったのか。知事の答弁では、法定受託事務との関係で説明があったが、京都府はどうだったのか。また、賞味期限の設定について業者任せになっていることが問題となったが、国は、賞味期限設定についての合理的科学的判断の指針を定めるとなった。山城養鶏の場合でも、一つひとつの卵について採卵日を表示するようにされたが、消費者の安心という点では「採卵日がいつか」が焦点になっている。農水省がやろうとしている「トレーサビリティシステム」も、ホームページを開けば、卵の採卵日や流通経路が分かるシステムを開発しようとするもの。採卵日や製造日の表示が一つの目安になっており、賞味期限の科学的合理的根拠を明らかにする指針だけにとどまらず、製造日表示が必要ではないか。府としての考えは。

【保健福祉部次長】12月時点で、6ヵ月前の卵が出荷されていたことを重大に受け止めた。一方で、調査を進める過程で、明確な健康被害が確認できず、卵からサルモネラ菌等が検出されなかったことから、法的にどう考えるべきか、厚生労働省に今回の問題の事実を十分に伝えて見解を求めた。その機会には「違法とまではいえない」との見解だったので、府として、文書による行政指導を行った。1月になり、事態が注目される中で、厚生労働省から、食品衛生法第11条（賞味期限の設定について科学的合理的根拠が必要）に違反するとの見解が示され、府としては驚いた。法の解釈に権限を有する厚生労働省の見解として示されたので、この見解に従い、営業停止処分を行った。賞味期限等を含めた表示について、賞味期限の設定が業者の自主的判断に委ねられ、一方で、賞味期限設定の仕方について客観的基準がないことから、賞味期限の設定のあり方も含めた表示のあり方について国に要望したところ。国の方でも委員会を設けて検討することとなった。

【新井】「12月2日に採卵した」と表示して関西スーパーで68パック売られている。これは12条違反なり虚偽表示とならないのか。生協の方は、パック詰めの日となっているので虚偽表示とならないが、関西スーパーの分は明確な虚偽表示。なぜ、これが12月段階でも1月段階でも問われないのか。消費者の立場からは、製造日・採卵日が判断の基準となる。採卵日・製造日表示にしていく方向へと働きかけが必要ではないか。見解をお聞かせください。

【保健福祉部次長】実際の採卵日と異なる表示で出荷された事実は把握しているが、食品衛生法第12条「虚偽表示」にあたるかどうか厚生労働省に見解を求めたところ。ただ、第12条は「公衆衛生に危害を及ぼす恐れがある場合の虚偽の表示」となっており、今回の場合、当時の時点では、公衆衛生に危害を及ぼす恐れがあるかどうかの判断が困難であることから「12条違反といえない」との見解であった。賞味期限も含め、表示のあり方そのものについて全体として要望しており、製造年月日の表示のあり方も含め検討して頂きたいと要望した。

【新井】科学的合理的根拠がないにもかかわらず賞味期限を表示したとなっているが、もとも11条関係の通知では「根拠が必要だ」と書いてある。一般的に見れば、6ヵ月たった卵が流通に出て行けば、不安がある。しかも現に26人、下痢や嘔吐の症状が報告されてい

る。現に「恐れ」が出たのに、公衆衛生法上「恐れがない」といえるのか。徹底して消費者の立場にたった食品衛生法の運用について、府としても今後、厳格にやっていただきたい。同時に、法定受託事務の場合でも、国と府県が対等の関係になったので、関与の透明性が要求される。ぜひ、今後の対処の教訓にしていきたい。

社会福祉施設の耐震診断について

【新井】社会福祉施設の耐震対策について、平成13年～17年の第2次地震防災事業5ヵ年計画で示されているが、15年度末で執行业業費はどこまで到達しているか。今年度の予算はどの位を考えているか。

【地域福祉・援護課長】13年度1施設、14年度1施設、15年度2施設の整備中。国庫補助制度を活用した事業であり、16年度は1施設について協議している。

【新井】施設数で答弁されたが、計画は金額で示されており、金額と併せた資料を要望する。

山内 佳子（日本共産党 南区）

生活保護について

【山内】現在、国会で審議中だが、生活保護の老齢加算が3年間で段階的に廃止されれば、年金受給者で年金額が生活保護基準に満たない方で、年金額と生活保護基準との差額を生活保護として受給されている方も多いが、生活保護を廃止される方がたくさん出てくると思う。このままいくと、4月から加算額が減るが、それにより生活保護が廃止になる方は何世帯あるのか。府として、どんな対策をとるのか。

【地域福祉・援護課長】15年10月1日現在、京都市を除いて老齢加算を受給者は約480人。老齢加算廃止で何人が保護の対象外となるのか把握できていない。国で見直しがされ、「中間まとめ」で廃止の方向が出される中で、16年度に50%強に落とされ、18年度には廃止となる。年金制度、生活保護制度は、国で考えられるべき制度であり、府の対策は考えていない。

【山内】昨年12月に、3人の年金生活者の生活保護申請に立ち会った。それぞれ年金は10万円もしくは11万円ある方だが、家賃を払ったら病院に行けない、今までは蓄えを少しずつ取り崩してきたが、もう蓄えもないという方々が病院に行っていない。白内障の治療を中断したり、足が痛くて接骨院に通っていたが、その治療を中断をされていた方々ばかり。その方々が、「昼間は電気を消して、寒くてもこたつだけでストーブも我慢している」「朝と昼は一緒にして、うどんを炊いて食べている。1日2食にしている」「お祝い事はいかないが、お葬式にはいかなければならない。せめて3000円くらいは包まなあかん」「病院代だけでもなんとかしてほしい」という方々だった。こういう方々が、こんど基準が下げられることにより生活保護が受けられなくなると、医療が受けられなくなることが起こってくる。府として実態を把握し、対策を打っていただきたい。厚生労働省の専門委員会の中で、現場の方は国に意見を述べている。「生活保護のあり方を見直す時に、単純に基準のことで話すべきでない」との意見も多く出されている。現場を担当する保健福祉部として、国に「加算を廃止するな」と言っていたいただきたい。同時に、生活保護基準ぎりぎりの方や医療費・国保料を払

ったら基準を下回る人に対して、制度の説明を行った上で、簡単に生活保護の廃止を行わず、医療扶助だけ単独で支給するとか、一部負担つきの医療扶助をすすめることもできる。実際あった話だが、64歳の方が、年金をもらえるようになった。すると国民健康保険料が3万円ほどかかってきた。年金額は15～16万で国保料・3万円を払う。家賃を払う。たちまち、生活保護基準以下になるということで、一部負担が2万円位になったが、生活保護を再開することによって医療が確保されるということもある。いま生活保護の制度上、活用できることは十分活用できるように徹底をしていただきたい。市町村では、そのような事が行われずに、単純に生活保護が廃止される可能性があるので、指導をお願いしたい。

府独自に見舞金制度を持っており、京都市が廃止したが、見舞金制度はますます重要になってくる。夏・年末の2回行っている無利子・無担保・無保証人の「くらしの貸付制度」について、生活保護世帯に貸さない理由として「生活保護世帯が返済すると最低生活が維持できなくなる」と言ってきたわけだから、最低生活の費用を削ることは慎重にすべきで、医療を受ける権利を奪わないよう要望する。今後どうなるのか実態を把握して、資料を要望する。

【地域福祉・援護課長】 老齢加算の見直しと保護基準の取り扱いはリンクしていない。今回、国の方で検討されているのは、生活保護費の中で、老齢加算が始まる70歳と69歳との間での格差、70歳になったとたんに老齢加算を含めて生活保護費が引き上げられることについて、それを裏付けるに足りる現在の保護世帯の中での生活水準が出てこないということで、老齢加算について見直しをするもの。

【山内】 70歳になったとたんに1類が下がるので、加算が廃止されると60代と70代で保護費が大幅に減るので、対策を立てていただきたい。

【地域福祉・援護課長】 国で、1類が減ることについて経過措置、穴埋め措置が設けられる。

就職助成金の廃止について

【山内】 就職助成金制度はいつ、どのような目的でできたのか。これまでどういう役割をはたしたのか。

【地域福祉・援護課長】 昭和39年度。保護世帯など経済的に困難な世帯の子どもが就職する際に衣服等の支度費を市町村が助成する制度に、府として2分の1を助成する制度。当時、背広等が高額のため、補助としての成果があったが、現在、対象者数も年々減ってきている。

【山内】 昨年実績で250人が利用されている。「主な事業の休・廃止、完了等」の一覧表に載っておらず、「事務事業評価」にもかけられていない。どんな検討が内部で行われたのか。

【地域福祉・援護課長】 生活保護費の水準が当時と比べ高くなっていることが一つ。生活保護制度そのものにおいて、就職支度金が作られてきた。大手の衣料販売店等で安い値段で衣服等が調達できるという社会情勢等の変化をふまえ、16年度予算で計上しないこととした。

【山内】 昨年実績250人の中で、生活保護を受けている方でこの制度を利用したのは30人。一般の低所得世帯が、この制度をかなり利用しているので、「生活保護の水準があがった」とか「生活保護で制度が出来た」というのは理由にはならない。補助金事業だから、各自治体が就職支度金制度を持っているわけだが、自治体に示されたのは、たとえば井手町では2月23日に府から連絡があったと聞いている。市町村の各自治体とも予算が計上されているので、ぜひとも、「廃止」は再検討していただきたい。

就職支度金 55000 円をもらってどれほどうれしかったのかという方の声を聞いたが、洋裁学校を卒業して就職の決まった方のお母さんが、「私の家は大家族でしたが、収入が少なく、いろんな制度を活用して娘を高校や専門学校に行かせた。就職が決まって支度金をもらい、心に豊かさがわいた。実はその 55000 円で布地を買って、娘は卒業記念作品と就職のお祝いをおかねて、自分で花嫁衣裳を作ることができた。結婚式の時に、花嫁衣裳を身につけたが、質素だが心豊かな式だった。本当にすばらしい制度で、なくさないでほしい」と言われている。金額にすればわずかで、昨年予算で 1300 万円。額は小さいが、本当に大切な制度。ぜひ、廃止せずに、存続させるよう要望する。

光永 敦彦（日本共産党 左京区）

高齢者の高額医療費について

【光永】老人保健法等「改正」により、一昨年 10 月より 70 歳以上の高齢者にも定率 1 割負担が導入されたが、「償還払い」の申請状況、未申請者数、未償還額について最新の数字を。

【高齢化対策課長】14 年 10 月～15 年 3 月までの診療分について 15 年 10 月現在、該当する医療費は 8 億 5700 万円、償還支給額は 6 億 4000 万円。約 74.7%の償還。それ以外の未申請者数などは、申請から支給までのタイム・ラグも生じており、把握できていない。

【光永】制度上タイム・ラグが生じるのは承知しているが、制度が導入されて未申請者数が多いとの指摘もあり、市町村で改善すべきと求めてきたが、府としての対応の状況は。

【高齢化対策課長】償還を円滑に行うための負担軽減等について、制度改正の周知の際、各市町村に、会議の場でも十分に周知した。未申請者への勧奨通知についても、18 市町村で対象者全員に、25 市町村で未申請者に限って、1 市町村で一部に限って実施しており、可能な限り申請をしていただき償還を受けるような状況を、市町村に助言・周知しているところ。また、全市町村で「初回のみ申請で可能」となっている。その他、有効期間や領収書の添付についても簡素化がはかられている。

【光永】医療費が一定額を超えた場合に償還される制度なので、徹底してやっていただきたいが、本来は、負担を軽減するために、現物給付の月額上限に戻すべきだが、緊急措置として、受領委任払い制度を実施すべきだと提起してきた。それぞれ市町村で、負担がかからないように努力されているが、未償還者や未申請者に通知するだけでも事務費がかかり、労力も必要。制度を知らなくて申請していない方もいる。受領委任払い制度を府域で一括して実施すれば、こういうアンバランスは生じない。府として導入する考えはないのか。他府県でも様々な努力が始まっているが、どのように把握しているか。

【高齢化対策課長】現行の医療制度の趣旨から見て、窓口で一定の額を負担していただき、円滑に償還を受けていただく仕組みの中で、できるだけ確実な償還ができるよう市町村とともに努力していきたい。「受領委任払い」は、現物給付についての取り扱いを限定的に列挙している保険制度の趣旨から、府としては、導入は適切でない判断している。他府県の事例については各都道府県で判断されているもの。

【光永】新潟などで受領委任払い的な制度が導入されている。実際に負担がかからない制度

を実施している所もあり、少なくとも調査し、京都で出来ないのか関係団体と協議すべきだ。

【高齢化対策課長】新潟県の事例は、現物給付のような状況を生じさせるため、医療機関と市町村とで包括的な受領委任となっている。現物給付は、制度的には「原則、償還払い」という仕組みの中で工夫すべきだと考えており、府としては、導入は適切でないと考えている。

新しい「保健医療計画」の見直し中間案について

【光永】パブリックコメントがやられ、とりまとめ中だが、2次医療圏で見ると、丹後では、現行の基準病床数と新基準病床数の差し引きが「+22」となっているが、増えている理由は。また、山城南圏域では「+157」となっている。これまでから、稼働病床数と現行基準病床数の差があったが、さらに増えていくことになるので整備のメドは。

【医療・国保課長】基準病床数は、各医療圏毎に、男女別5歳毎の人口にそれぞれの階層による入院率をかけ、各医療圏毎の患者の流入・流出などの要素を医療法に定める方程式により算出する。この方法で算出すると、京都・乙訓医療圏、中丹医療圏では、流入超過となっており、この二つについては基準病床数が減り、それ以外の医療圏では、それぞれの日常圏で必要な入院医療を完結させるという基本原則から、基準病床数が増加する。増加の幅は、人口の年齢別の厚みや入院率、患者の流入・流出等の状況によるので、単純に人口何人あたりという病床数の比較はできない。山城南の157床増加は、公示した後、事業計画を募っていきたい。ただちに整備目標があるということではない。丹後についても同様で公示後の話。

【光永】病床数の数え方が療養病床と一般病床の合算で2次医療圏毎となっているが、山城南圏域では、療養型病床が足りるのか。計算上はこうなるが、実態としては患者がそこにおられ、対応できるのか。府としては、ここに注目しなければならない大事な点。整備の際にも、実態として、必要なのに足りないということがないようにして頂きたい。この点での、京都府の対応は、どうしていくのか。

【医療・国保課長】山城南医療圏の療養病床について、現行医療計画の中で病床配分した際、2つの病院を認めることとしている。現行の相楽医療圏は療養病床が皆無であり、療養病床の計画がある部分について100床を優先的に配分し、それを優先して整備してほしいと計画者と調整している。現行医療法上は、一般と療養を区別せずに基準病床数を算定することとなっているが、国の方も、分けて表示すべきということで検討中。次期保健医療計画では、一般と療養病床を分けた基準病床数となる。

マン・パワー、とくに医師の確保対策について

【光永】「全力をあげて医科大学と連携し最善をつくしたい」との答弁があり、心強いと思うが、4月が近づいてきた。医師の引き上げ等があるのかどうか。確保のメドは立っているか。

【保健福祉部次長】各病院にいろんな事情があるので一般論として答える。府が相談をうけたり、医科大学に直接相談されたり、従来からつながりのある大学病院と協議されたりしている。承知している範囲で、舞鶴市民病院は一定の見通しが立ったと聞いている。

【光永】一定の見通しにとどめず、1人の引き上げもないよう責任をもつ対応を求めている。

保健所の再編について

【光永】今回の保健所再編がされた場合、保健師の数、医師の数はどうなるのか。

【保健福祉部長】保健所再編に伴い、陣容を再編するが、現行定数 399 人、再編後定数 388 人。再編に伴いポスト減 14、統合して共通事項等の必要部分 15 などの要素を加味すると、これからの保健所のあり方、機能強化の面からいうと、充実された体制がとれる。とくに、医師・保健師について、保健師は、今回の状況も関連するが、集中した体制がとれるようになる。集中した体制の中で機能強化をはかる。

【光永】人数を資料として提出を。今回の再編で、支所・分室にも医師の配置を検討すべき。

【保健福祉部次長】医師・保健師の人数は、人事異動を通じて確定するで、現時点で明らかにできない。支所には医師を配置する予定。分室については、当然のこととして配置する。

島田 敬子（日本共産党 右京区）

児童虐待の防止について

【島田】府のあんしん子育てテレホン相談事業は、宇治児童相談所内に設置された電話相談部門というメリットを生かして、児童虐待の予防にも大きな役割をはたしてきたと考えるがどうか。この事業を 10 月に廃止する予定で、予算額も 550 万円から 125 万円に削減されているが、理由をお聞かせください。

【保健福祉部次長】平成 9 年 4 月、宇治児童相談所に設置し、子育てに関する様々な相談に対応してきたが、近年、相談件数が減少傾向にあり、身近な市町村、保育所等での相談対応が可能になったこともある。様々な分野で「子どもの人権 110 番」「ヤングテレホン」等、相談機能自体が府下の的に充実してきているなかで、16 年度は事業を 9 月末で廃止することにし、通常の業務の中で一定の対応が可能。パソコン等による 24 時間対応のホームページも「子育て Q アンド A」で対応していきたい。

【島田】この事業について宇治児童相談所の報告文書を見ると、14 年度 1155 件。そのうち、児童虐待に関する相談が 25 件で、相談者自身が自ら虐待の訴えをしたものが 16 件、虐待を行っている母からの相談が 4 分の 3 以上を占めている。じっくり受け止めるとともに、児童相談所本来の相談機能との緊密な連携がますます強く求められる。児童相談所内に設置された電話相談部門の大きなメリットの一つと総括されている。本会議の答弁でも、虐待の受理相談件数が 238 件で平成 11 年の 2.5 倍になっていると報告されたが、この事業は、大きな予防的役割もはたしてきたと思う。

この相談には専門家があたってきたが、市町村の保育所や現在の体制の中で、このノウハウはどのように受け継いでいくのか。例えば、子育て支援センターが保育所の中につくられ、若干の補助を行っているが、現場の保育士の配置基準が変わっていない中で現場は大変で、専門的機能が保育現場で片手間にできるのかという問題、また、子育て支援センターそのものがない自治体もある。気軽に電話で相談することがこうした所ではできないと考えるがどうか。市町村の受け皿づくりに支援の予算を組んだのかどうか。お聞かせください。

【保健福祉部次長】テレホン相談は、廃止した後も宇治児童相談所の方で、様々相談について電話があれば対応することになる。市町村では、児童福祉法の改正が国会に提案されているが、身近な子育て相談は市町村で、専門的な虐待対応等の専門的な相談は児童相談所でいうことで、役割分担の方向性が示されている。今後は、市町村との連携を深め、地域子育てセンターの更なる拡充を精一杯支援していく。

【島田】引き続き相談を受け付けるとの事だが、現在の電話相談員6人の配置はどうか。

【保健福祉部次長】児童相談所での10月以降の対応は、児童相談所の職員が対応する。

【島田】重要な役割を果たしている相談事業を廃止することは承服できない。子育て支援センターの設置目標について本府の計画を見ると、17年度までに38カ所で、国基準で人口5万人以下の市町村にはセンターが設置できないことになっている。保育所では、片手間に相談できる状況にはない。この相談事業は10月以降も継続するよう強く要望する。21名の児童福祉司を配置したとのことだが、正規職員、非常勤職員の内訳はどうか。

【保健福祉部次長】児童福祉司21名は、府の常勤職員である。

【島田】法律施行以降、国の交付税措置も毎年毎年引き上げられ、体制整備がされたが、現状はまだ不足している。全国児童相談所所長会は、配置基準について、現行10万から13万人に1人というのを5万人に1人に改善が必要で、心理判定員などについても配置基準を明確にして改善する必要があると国に要望しているが、本府も同様の立場で考えているか。

【保健福祉部次長】児童福祉司21名の配置は、国基準の16名を大幅に上回っている。必要に応じて、心理判定員も含めて増員してきた。国は配置基準を改善してきており、府としても、最善をつくしたい。

【島田】15年度、宇治児童相談所で非常勤の嘱託が残業されていると聞くが、新年度、増員の予定は。

【保健福祉部次長】15年度、宇治児童相談所では立ち入り調査の案件が多く、仕事の大変な状況があった。16年度2月に虐待対応協力員を1名を増員している。来年度は、この体制でがんばっていきたい。

子ども発達支援センターについて

【島田】子ども発達支援センターについて、「予約待ちが900人」との答弁だが、長い方でどの位待っているのか。また、小児科、精神科、整形外科別の人数は。

【障害者保健福祉課長】10月から今日まで900人が受診。予約状況は合わせて300人程度が待っている。小児科、整形外科は1～2ヵ月程度。精神科は半年以上待っていただいている。

【島田】専門職員等の配置や医師の確保等について、さらに充実が必要。新しい機能を持つセンターが長いこと要望されてやっと完成し、ニーズはハッキリしたが、さらに広がる可能性もある。精神科の半年待ちについて、早期発見・早期治療のためにお母さんが子どもを連れてこられ、しっかり診断をしてもらい、次に何をすればよいのか確定する必要があるが、最初のステップで半年待たされると、子どもたちの将来を考えた場合、大きな損出となる。診療部門、とくに精神科医師の体制を強化する必要があると考えるがどうか。

【障害者保健福祉課長】たくさんの方が期待をしてセンターに来ていただいている。できるだけ早く診察できる体制を作ることが必要だが、現状はそうになっている。これまで、このセ

ンターがない場合は、京都市の児童福祉センターに行っていたが、同センターは子ども発達支援センターを上回るような待ち状況で、センターが出来て、府民の方は今までよりも早く診察できるようになった。開設して半年なので、しばらく経過を見た上で、もう少し効率的な診察ができるかどうか、現場の対応はどうか、工夫しながら進めていきたい。

【島田】現場に即して体制を整備する方向がまず必要で、強く要望する。地域療育支援部門についてだが、10名の理学療法士等のメディカルスタッフが入っているが、現場では、心理判定員や聴覚言語関係の専門家・職員のニーズも大変高いと伺っているが、どうか。

【障害者保健福祉課長】16ほどの施設にのべ153人の職員等を派遣している。言語聴覚士については、センターに3名を配置しているが、地域の実情に応じて派遣しているところ。

【島田】センター全体で、肢体不自由児通園事業（定員30名）は36名と6名オーバー。重症心身障害児通園事業（定員5名）も9名とオーバーしている。地域療育の観点からは、市町村等からの派遣の要望にも十分応えていくということで、ニーズは増えていくので、更なる拡充をお願いしたい。

障害者の支援費制度について

【島田】在宅・施設の両面で支援費制度に移行後、利用者が増えているが、支援費決定者の数は、高齢者介護保険の部分を除いて、重度障害者など本来支援が必要な障害者はどれ位か。

【障害者保健福祉課長】支援費支給決定数は、12月末現在で、在宅・施設あわせて約6900人。重度障害者の数は、身体障害者手帳の数になるが、15年3月末現在、53000人。うち、重度者は約21000人。

【島田】今の数字は高齢者を含んでいるので、資料を要望したい。全国的には、在宅サービスを中心に利用者が急増しており、施設入所希望者も増加している。国は予算を大幅に削減し、利用増にかみあわない予算になっているが、本府として国に対ししっかり発言するとともに、17年度に予定の基本計画策定にあたっては、現場の実態が把握できる調査を求める。

【障害者保健福祉課長】高齢者の数は、35500人程度。支給決定者数も順調に増加しており、身障者手帳の状況は申し上げたとおり。

●他会派の質問

千歳 利三郎（自民党 舞鶴市）

【千歳】ベトナム・タイで人間に感染して死者も生まれ心配だが、今後の防疫・安全対策は。

【保健福祉部長】「鳥から人へ」の感染防止を最重点に対策に努力中。可能性としては少ない。作業従事者の感染防止に細心の注意を払い、養鶏場従事者は毎日、健康チェックをしている。作業従事前の説明と健康チェック、作業後のチェックを行っている。地元住民には説明会等を開催。国に専門の医療スタッフを要請、7日より2名が派遣され、アドバイスを受けている。

【千歳】ウィルスの変質による新たな感染の恐れはないのか。

【保健福祉部長】ベトナムでは「鳥から人へ」。人への感染防止に全力。可能性としてはある。

【千歳】舞鶴市民病院での医師大量辞職の原因を把握しているか。医師の派遣・あっせんは。

【医療・国保課長】法改正で4月から新しい臨床研修医制度が開始され、2年間の義務化に。同病院では、同様の制度を先駆けて導入していたが、「存在意義がなくなる」と辞意を表明。国・府の方で、新しい医師確保のシステムについて検討しているところ。

【千歳】新規事業の「京の子育てネットワーク支援事業」は、どんな内容の事業か。

【児童保健福祉課長】家庭・地域の子育て力向上をめざし、地域ネットワークを作るもの。

石田 宗久（自民党 左京区）

【石田】地域介護の拠点となる施設を整備する「ふれあいホーム整備事業」の狙いは。

【高齢化対策課長】高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすため、民家等を改修して、介護拠点の整備づくりを支援するもの。

【石田】京都府内のどの地域を予定しているのか。その数は。京都市内は含まれるのか。

【高齢化対策課長】京都市も含む府内全域。モデル的事業として、4カ所を予定している。

【石田】事業主体は社会福祉法人となっているが、どれだけ法人があり、対象となるのは。

【高齢化対策課長】ユニットケア研修に30施設が参加。京都市内でも複数の施設が対象となる

【石田】地域社会に受け入れていかないとやっていけないが、どんな対策を考えているか。

【高齢化対策課長】地域に根ざしたサービスを提供している社会福祉法人にお願いしたい。

山本 正（民主・府民連合 宇治市・久世郡）

【山本】子ども発達支援センターの利用状況はどうか。

【障害者保健福祉課長】肢体不自由児36人、知的障害児26人、重症心身障害児9人が通園。小児科・精神科・整形外科に約900人が受診。精神科では予約待ちの状況。地域療育支援部門では、16の施設等へのべ150人以上を派遣している。

【山本】言語の訓練が隔週になり、指導方法の変更も。職員の数が足りないのではないか。

【障害者保健福祉課長】通園児の訓練回数が減ったところもあるが、レベルは確保している。

【山本】「新しい職員は、やや機械的な対応」との声をたくさん聞くが、どうか。

【障害者保健福祉課長】新しい職員が入り慣れない所も。職員研修等で資質の向上に努める。

【山本】3ルート3台のバスが運行されているが、1～3人しか乗っていない状況もあるが。

【障害者保健福祉課長】通園児は60数名。自分で通園が基本だが、約3分の1がバスを利用。日々の利用は、数名程度の状況。

【山本】宇治市ではJR3駅で1地点。曜日・ルートの工夫が必要ではないか。

【障害者保健福祉課長】南部地域で3ルート。最長でも1時間半程度。実際には1時間以内。

【山本】画一的ではなく、柔軟なバス運行のあり方について工夫してほしい。

奥田 敏晴（自民党 城陽市）

【奥田】①鳥インフルエンザについて、26日夜の匿名の通報は、いつ、どこにあったのか。

【保健福祉部次長】26日午後8時ごろ、南丹家畜保健衛生所に連絡があった。

【奥田】報告をうけて、どのように対応したのか。

【保健福祉部次長】南丹家畜保健衛生所が現場に急行して調査を開始。中に入ったのは深夜。

【奥田】 通報遅れで問題が大きくなったが、情報提供などの指導・取り組みはどうか。

【保健福祉部次長】 すみやかに届け出るよう指導。国も法改正も視野に入れて検討している。

【奥田】 農林水産部との連携が重要。京都全域がやられている様なイメージを与えているが。

【保健福祉部長】 SARS の経験から、風評被害防止へPR に努めている。国に対しても正しい知識の普及を要望。マスコミの取材姿勢にも注意しながら、必要な対策をとっていく。

【奥田】 ②小児救急医療体制について、電話相談の予算 600 万円が新たに計上されているが。

【医療・国保課長】 広島県でモデル的に実施。電話相談だけで受診の必要のないケースも。電話番号も全国統一の「#8000」。今年度中、調整のついたところから実施すると聞いている。

【奥田】 徹底したPRが必要ではないか。

【医療・国保課長】 医師会とも調整中。開始になった時には、大々的にPRしていきたい。

武田 祥夫（民主・府民連合 北区）

【武田】 京ブランドの地鶏の売上げが半減以下。風評被害防止のとりくみを要望したい。

①ホームレス自立支援法に基く実態調査結果は。府の実行計画は。就労支援のとりくみは。

【地域福祉・援護課長】 府下7市5町で35人、京都市660人。市内での聞き取り調査(89人)では、56%が生活保護制度をうけており、66%が「就職して働きたい」と希望。「実行計画」について、国は「政令市を含めた計画を」との指導。京都市と十分連携をはかり4回の調整。就労支援については、十分、対応していきたい。

【武田】 円山公園でホームレスと京都市との間で問題が生じたが、自立支援法第11条(適正化条項)との関連があるのではないか。第11条の解釈について、どう考えているのか。

【地域福祉・援護課長】 公共施設の適正な利用を妨げられる時には、「当該施設の適正な利用を確保」と規定されており、自立支援策との連携に留意しながらの行使が求められている。

【武田】 ②第15回全国車イス駅伝の参加は20県・5政令市だが、各県との窓口の中心は。

【参事】 主催10団体で実行委員会、各県への参加よびかけは京都府で。今回、33チームの参加。選手層の問題が一番で、参加資格等や記録の向上から、5人以上の選手がそろわない。

【武田】 なんとか、全都道府県が参加できるよう努力してほしい。

佐藤 宏（公明党・府民会議 右京区）

【佐藤】 ①鳥インフルエンザの健康対策、追跡調査はどのようにやっているか。正しい知識の提供が重要で、手軽なチラシを作っては。初動の防疫体制のあり方についての考え方は。

【保健福祉部長】 濃厚接触者は毎日、健康チェックしている。教育委員会とも連携し心のケアに努めている。チラシは現地の保健所で作っており、他部局とも連携し相談に応じている。初動体制について、かなり連絡体制は整っているが、さらに強化をはかっていきたい。

【佐藤】 「鳥から人へ」の感染の「可能性はある」との答弁だが、拡大解釈される懸念がある。

②注射器などの在宅医療ゴミについて、府として、どのように対応しているのか。

③在日外国人無年金者への助成について、該当者数は。算出の基礎はどうか。

④乳幼児医療費助成に関し、国保の負担金減額措置がペナルティーとしてかかっているが。

【保健福祉部次長】 ②各医療機関の指導のもと、その責任において処理するのが原則。

【保健福祉部次長】 ③高齢者は820人。障害者は約100人、120人で積算。算出根拠は府内

24 市町村で実施している状況を見て、その半額程度として 5000 円、1 万 8000 円を算定した。

【医療・国保課長】④ペナルティーは市町村に直接交付する負担金で府予算への影響はない。

【佐藤】②大変危険であり、適切な措置を行政主導でやっていただきたい。

【保健福祉部次長】家庭ごみは関係団体との連携をはかり、新たな課題と受け止め検討する。

上田 秀男（新政会 船井郡・北桑田郡）

【上田】①鳥インフルエンザ対策について、専門家でないと住民は安心できず、保健所の役割がますます重要。振興局はマヒ状態にある。市町村との連携・プレイのあり方について。

【保健福祉部長】保健所が果たすべき役割は大きい。振興局は大変な状況。SARS の経験をふまえ、今回の教訓から、事態の変化にすぐに即応できる体制づくりが重要。専門的スタッフが自信をもって説明しきることが大事で、医師の派遣、保健師の応援などにとりくんだ。

【上田】鶏ふん 3000 トンの処理など、従事者の健康管理も含め、しっかりとお願いしたい。丹波町では全戸ファックスで流し、ピラを配っている。市町村の対応への支援もお願いする。

②児童虐待問題に関して、児童相談所への児童福祉司の配置状況はどうか。

【保健福祉部次長】3 児童相談所に児童福祉司 21 名を配置。国基準 16 名を上回り全国 6 位。

熊谷 哲（民主・府民連合 右京区）

【熊谷】①増血管細胞移植推進費の予算が減額され、臨時事業の終了のためとされているが。

【理事】昨年ネットワークバンクに参加し啓発等に取り組んだ臨時の経費で、16 年度以降は、増血管細胞移植事業の中で対応していきたい。

【熊谷】地方機関再編に伴い田辺・宮津保健所がなくなるが、これまでの巡回型とりくみは。

【保健福祉部長】目標として 6500 人。田辺・宮津保健所を拠点として登録窓口にしてきた。来年度、固定した窓口は 7 保健所体制にきりかえ、週 1 回の体制に拡大・充実させたい。

【熊谷】②全国手話研修センターに関して、嵯峨・嵐山地域の面的なまちづくりへの支援を。

【参事】日本を代表する観光地に立地。「手話で買い物のできるまちづくり」を支援していく。

【熊谷】③食の安全意見交換会でどのような議論があったのか。名称を検討してはどうか。

【生活衛生課長】リスクコミュニケーションを基調に開催。「監視指導計画」についても意見を聞いた。出された様々な意見について、コンセンサスを形成し、施策に反映させていく。

【熊谷】④山城養鶏問題について、庁内の連携はとれていたか。庁内連絡会議は開いたのか。

【保健福祉部次長】会議という形ではしていないが、情報を交換し、対応の処理にあたった。庁内連絡会議は定期的で開催するのが眼目で、緊急時の対応について、弾力的に対応したい。

山口 勝（公明党・府民会議 伏見区）

【山口】①鳥インフルエンザの「安全宣言」はどの様な形で行われるのか。その要件は何か。

【保健福祉部長】家畜伝染病予防法に基づき、農林水産部サイドの判断で動いていくもの。

【山口】各都道府県の事例によって違うという考え方でよいのか。

【保健福祉部次長】鶏の処分完了後 28 日間という通知等がある。様々な要件があり協議する。

【山口】②未来っ子いきいき支援計画と現在のサポート対策事業の位置付けと関連について。

【児童保健福祉課長】昨年 6 月に戦略本部を設置し、全庁的な子育て・子育て対策にとりく

んでおり、総合的対策としてとりまとめを行った。「子どもの育ち」に着眼し、4つの柱で重点的に取り組む。16年度に5年を1期とした「未来っ子いきいき支援計画」を策定していく。

【山口】5年を1期の計画で、適時、適切・効果的なものに変えていくとの理解でよいか。

【児童保健福祉課長】今の状況をふまえ、5年間の計画を策定していきたい。

【山口】③不妊治療給付事業は国に先駆けての制度だが、15年度の実績はどうか。

【児童保健福祉課長】2月中旬までに748件の申請。

【山口】国は、保険適用外の対外受精などを支援するという形になるのか。

【児童保健福祉課長】15年度は保険適用者。16年度から保険外の対外受精等に10万円補助。

【山口】④女性専用外来の整備・促進の予算について、16年度、ある程度、見込めるのか。

【医療・国保課長】予算審議をお願いしている段階。医師会、私立病院協会と協議している。

【山口】病院側も体制づくりが必要で、しっかり推進していきたい。